

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

大阪市管工設備協同組合（以下「甲」という。）と西尾レントオール株式会社（以下「乙」という。）は、地震等の災害時におけるレンタル機材の供給に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震災害、風水害等の災害が発生時、又は、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙は保有する水道配管機材工具、バックホー、トラック（クレーン付）、油圧ブレーカー、その他のレンタル機材（以下「機材」という。）を甲に提供することについて定め、もって被害の拡大防止と被災施設等の早期復旧を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において被害の拡大が予想されると認めるときは、乙に対し乙の保有する供給が可能な機材の提供等を要請することができる。
2 乙は、前項の協力に対応するため、機材の供給可能な体制を保持するよう努めるものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、前条の要請を行うときは、機材提供要請書（別紙）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法により要請できるものとし、後日速やかに機材提供要請書を乙に提出するものとする。

（機材の運搬、引渡し）

第4条 レンタル資材の引渡し場所、運搬経路は、甲乙協議のうえ決定するものとし
引渡し場所までの機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。
ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は、甲の指定する者が行うものとする。
2 乙は、機材の運搬に当たり、道路の不通等により提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対策について甲と協議するものとする。
3 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し機材を確認の上、引き取るものとする。
4 甲は、前項による引取りを甲の指定する者に代行させることができる。

（費用の負担）

第5条 甲は、機材の提供及び運搬に必要な費用を負担するものとし、その額は、乙が通常賃貸している価格により算出した額とする。

（協定の有効期限）

第6条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申出が無い場合は協定期間を1年間延長するものとし、以後についてもこの例によるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成27年3月24日

甲 大阪市北区西天満3丁目6番32号（水道会館内）

大阪市管工設備協同組合

理事長

藤岡昭雄



（甲の連絡先）

電話：06-6363-4631

FAX：06-6363-4638

乙 大阪府八尾市太田新町9-199

西尾レントオール株式会社

取締役大阪支店長

橋本宏治



（乙の連絡先）

電話：06-6785-0243

FAX：06-6785-0266